

2018年6月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号

株 式 会 社 ひ ら ま つ

代表取締役社長 陣 内 孝 也

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月22日（金曜日）午前11時（受付開始 午前10時）

2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号

ザ ストリングス 表参道

（開催場所を変更しておりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第36期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金処分の件
- 第 2 号議案 取締役6名選任の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hiramatsu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当日ご出席の株主さまへのお土産は、予定しておりません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

## (提供書面)

### 事業報告

(2017年4月1日から  
2018年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高11,642百万円（前年同期比1.2%増）、営業利益1,519百万円（同19.8%減）、経常利益1,521百万円（同20.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,066百万円（同4.4%減）となりました。

当連結会計年度は、今後の事業基盤の一翼を担うホテル事業が開業2年度を迎え、予想を上回る売上を達成し「滞在するレストラン」という新市場を確立いたしました。一方で、既存のレストラン事業については、天候不順や婚礼市場の変化・縮小の影響に加えて、事業構造変革の一環として実施した営業戦略転換の過渡期に生じる様々な影響が作用した結果、全社としての売上は前年をわずかに上回るに留まりました。過渡期に生じる影響については概ね想定範囲と認識しております。

経費面では、期中決定新規ホテルの開業準備を含めた新規出店費用の発生、既存店の改装ならびにリブランドなどの前向きな投資を実施したほか、新規開業したホテルの戦略的メディア露出ならびに広報宣伝活動費を積極的に投下いたしました。加えて、前年に引き続き今後のホテル、レストラン事業拡大に向けたさらなる人員強化を積極的に実施したこと、天候不順による原材料費の高騰などの影響により、前期に比べ利益率が低下し減益となりました。しかしながら、これらはいずれも当社が更なる成長を推進して行く上で必要不可欠なものであり、一時的なコスト増による影響と捉えております。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,063百万円であります。その主なものは、レストラン及びホテル事業に関する固定資産の取得であります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に長期借入金3,830百万円の返済を行っております。また、自己株式の処分により5,924百万円の資金調達を行っております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 第 33 期<br>(2015年 3 月期) | 第 34 期<br>(2016年 3 月期) | 第 35 期<br>(2017年 3 月期) | 第 36 期<br>(当連結会計年度)<br>(2018年 3 月期) |
|---------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)           | 11,329,952             | 11,815,722             | 11,507,884             | 11,642,461                          |
| 経 常 利 益(千円)         | 2,776,625              | 2,353,180              | 1,911,907              | 1,521,284                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 1,791,433              | 1,577,491              | 1,115,017              | 1,066,066                           |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 45.61                  | 41.88                  | 31.69                  | 25.43                               |
| 総 資 産(千円)           | 16,154,891             | 15,167,604             | 20,143,565             | 22,875,108                          |
| 純 資 産(千円)           | 5,874,099              | 4,871,928              | 4,337,433              | 10,666,965                          |
| 1株当たり純資産額(円)        | 151.02                 | 134.03                 | 123.78                 | 236.07                              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
3. 第33期は、4月の消費税増税や夏場の天候不順、接待需要の伸び悩みなどの影響により売上が想定を下回る結果となりましたが、経常利益率は24.5%とほぼ目標水準を確保し、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高となりました。
- 第34期は、各レストランが堅調に推移したことに加え、ホテル事業が順調に滑り出したことにより、売上高は過去最高となりました。一方、ホテル事業拡大に向けた人財の強化及び新店開発費の負担の増加などにより、前期に比べ利益率が低下し減益となりましたが、これらはいずれも当社の成長に必要な費用を積極的に負担したことによるものです。
- 第35期は、期中に順次開業した3つのホテルが本格的に稼働し高評価を得るなど、当社グループにとりまして重要かつ躍進的な年となりました。一方、新店の開業準備やレストラン競争力向上のための既存店舗改装及び人材の強化を実施したことなどにより減益となりましたが、これらはいずれも当社が更なる成長を遂げるための一時的なコスト増によるものです。
- 第36期の業績の状況につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金                    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容       |
|---------------------------------|--------------------------|----------|---------------------|
| HIRAMATSU<br>EUROPE EXPORT SARL | 328,996千円<br>(2,505千ユーロ) | 100%     | 飲食材の輸出入<br>レストランの運営 |

(注) 資本金の( )内は現地通貨で表示し、円貨換算は取得時の為替レートで算出しております。

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 国内での未開拓エリアの出店

#### ② 海外進出

### (5) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

レストランの経営及びこれらに付帯する一切の事業

### (6) 主要な店舗及び営業所 (2018年3月31日現在)

|                                         |            |
|-----------------------------------------|------------|
| レ ス ト ラ ン ひ ら ま つ レ ゼ ル ヴ               | 店舗：東京都港区   |
| ア イ コ ニ ッ ク                             | 店舗：東京都中央区  |
| レ ス ト ラ ン ひ ら ま つ 博 多                   | 店舗：福岡市博多区  |
| ラ ・ フ ェ ッ ト ひ ら ま つ                     | 店舗：大阪市北区   |
| レ ス ト ラ ン ひ ら ま つ パ リ                   | 店舗：フランス パリ |
| レ ス ト ラ ン ひ ら ま つ 高 台 寺                 | 店舗：京都市東山区  |
| リ ス ト ラ ン テ イ ル ・ チ ェ ン ト ロ ひ ら ま つ     | 店舗：札幌市中央区  |
| メ ゾ ン ポ ー ル ・ ボ キ ュ ー ズ                 | 店舗：東京都渋谷区  |
| ジ ャ ル ダ ン ポ ー ル ・ ボ キ ュ ー ズ             | 店舗：石川県金沢市  |
| ブ ラ ッ ス リ ー ポ ー ル ・ ボ キ ュ ー ズ ミ ュ ゼ     | 店舗：東京都港区   |
| ブ ラ ッ ス リ ー ポ ー ル ・ ボ キ ュ ー ズ 銀 座       | 店舗：東京都中央区  |
| ブ ラ ッ ス リ ー ポ ー ル ・ ボ キ ュ ー ズ 大 丸 東 京   | 店舗：東京都千代田区 |
| ブ ラ ッ ス リ ー ポ ー ル ・ ボ キ ュ ー ズ ラ ・ メ ゾ ン | 店舗：名古屋市中村区 |
| ブ ラ ッ ス リ ー ポ ー ル ・ ボ キ ュ ー ズ 博 多       | 店舗：福岡市博多区  |
| オ ー ベ ル ジ ュ ・ ド ・ リ ル ナ ゴ ヤ             | 店舗：名古屋市中村区 |
| オ ー ベ ル ジ ュ ・ ド ・ リ ル ト ー キ ョ ー         | 店舗：東京都港区   |

|                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| オーベルジュ・ド・リル サッポロ                   | 店舗：札幌市中央区  |
| サンズ・エ・サヴール                         | 店舗：東京都千代田区 |
| 六本木テラス フィリップ・ミル                    | 店舗：東京都港区   |
| リストランテ A S O                       | 店舗：東京都渋谷区  |
| アルジェント A S A M I (旧アルジェントASO)      | 店舗：東京都中央区  |
| 代官山 A S O チェレステ 二子玉川店              | 店舗：東京都世田谷区 |
| 代官山 A S O チェレステ 日本橋店               | 店舗：東京都中央区  |
| カフェ・デ・ブレ                           | 店舗：東京都港区   |
| レストランテ Kubotsu (旧レストランテASO天神店)     | 店舗：福岡市中央区  |
| レストランテル・ミディ ひらまつ                   | 店舗：大阪市北区   |
| レストランテ オルケストラータ                    | 店舗：奈良県奈良市  |
| 高台寺 十牛庵                            | 店舗：京都市東山区  |
| THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 賢島  | 店舗：三重県志摩市  |
| THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 熱海  | 店舗：静岡県熱海市  |
| THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 仙石原 | 店舗：神奈川県箱根町 |
| オーベルジュ・ド・ふれざんす 桜井                  | 店舗：奈良県桜井市  |
| 本社                                 | 東京都渋谷区     |

(注) ジャルダン ポール・ボキューズはカフェ&ブラッスリー ポール・ボキューズを、ブラッスリー ポール・ボキューズ ミュゼはサロン・ド・テ ロンド、カフェ コキュー、カフェテリア カレを、レストランテASOはカフェ・ミケランジェロを併設しております。  
2018年1月、アルジェントASOはリブランドによりアルジェントASAMIとなりました。  
2018年3月、レストランテASO天神店はリブランドによりレストランテKubotsuとなりました。

## (7) 使用人の状況 (2018年 3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業部      | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|------------|-------------|
| レストラン事業部 | 662 (44) 名 | + 3 (+ 6) 名 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-------------|-------|--------|
| 659 (44) 名 | + 4 (+ 6) 名 | 29.7歳 | 5.0年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額         |
|---------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行    | 2,056,250千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,987,500千円 |
| 株式会社日本政策投資銀行  | 1,050,000千円 |
| 株式会社第四銀行      | 800,000千円   |
| 株式会社西日本シティ銀行  | 700,000千円   |
| 株式会社京都銀行      | 635,000千円   |
| 株式会社八十二銀行     | 450,000千円   |
| 株式会社福岡銀行      | 425,000千円   |
| 株式会社北國銀行      | 402,171千円   |
| 株式会社みずほ銀行     | 387,500千円   |
| 農林中央金庫        | 325,000千円   |
| 株式会社南都銀行      | 240,000千円   |
| 株式会社関西アーバン銀行  | 210,000千円   |
| 日本生命保険相互会社    | 75,000千円    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（2018年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 180,000,000株
- ② 発行済株式の総数 48,604,200株（自己株式3,589,639株を含む）
- ③ 株主数 25,344名（前事業年度末比9,622名増）
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                              | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 平 松 博 利                                                                            | 4,406,000株 | 9.79%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                          | 1,574,500株 | 3.50%   |
| エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社                                                                   | 1,500,000株 | 3.33%   |
| ひらまつ社員持株会                                                                          | 1,385,700株 | 3.08%   |
| 平 松 慶 子                                                                            | 1,242,600株 | 2.76%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（信 託 口）                                                      | 1,190,900株 | 2.65%   |
| ポイグロネンズ、アークポイグロネンズ、ポイグロネンズ、ポイグロネンズ、ポイグロネンズ、ポイグロネンズ、ポイグロネンズ、ポイグロネンズ、ポイグロネンズ、ポイグロネンズ | 861,000株   | 1.91%   |
| 中 川 一                                                                              | 724,700株   | 1.61%   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                                                                | 600,000株   | 1.33%   |
| 株式会社ヨックモックホールディングス                                                                 | 600,000株   | 1.33%   |

（注）１．当社は、自己株式を3,589,639株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

自己株式の減少は、自己株式の処分10,000,000株によるものであります。

## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2018年3月31日現在)

| 発（取締役）会決議日             |                   | 2017年2月23日※                                          |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数                |                   | 4,220個                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 422,000株                                        |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 無償                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 68,100円<br>1株当たり 681円                     |
| 新株予約権の権利行使期間           |                   | 2019年3月1日から<br>2027年2月28日まで                          |
| 新株予約権の行使の条件            |                   | (注)                                                  |
| 役員保有状況                 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 : 1,800個<br>目的となる株式数 : 180,000株<br>保有者数 : 3人 |

※ 株主総会決議日 2016年6月24日

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社のまたは当社子会社の取締役または従業員（他社に outward している従業員を含む。）、または、当社の協力取引先あるいは当該協力取引先の役員または従業員であることを要する。ただし、関係会社への outward、または定年退職など当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権を行使することができる。
3. その他の条件については、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（2018年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名         | 担当及び重要な兼職の状況                                  |
|-----------|-------------|-----------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 陣 内 孝 也     | HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL 社長               |
| 代表取締役副社長  | 服 部 亮 人     | —                                             |
| 取 締 役     | 中 谷 一 則     | —                                             |
| 取 締 役     | 長 谷 川 幸 太 郎 | —                                             |
| 取 締 役     | 熊 谷 信 太 郎   | 熊谷総合法律事務所 所長                                  |
| 取 締 役     | 永 露 英 郎     | 株式会社アドバンテッジパートナーズ シニアパートナー<br>株式会社メガネスーパー 取締役 |
| 取 締 役     | 額 賀 古 太 郎   | 株式会社ぬかが 代表取締役                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 鈴 木 保 夫     | —                                             |
| 監 査 役     | 江 頭 啓 輔     | 三菱ふそうトラック・バス株式会社 特別顧問                         |
| 監 査 役     | 唐 澤 洋       | 公認会計士税理士唐澤洋事務所 代表                             |

- (注) 1. 取締役熊谷信太郎氏、永露英郎氏及び額賀古太郎氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役江頭啓輔氏及び唐澤洋氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役熊谷信太郎氏及び永露英郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。  
4. 監査役唐澤洋氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 取締役長谷川幸太郎氏は、2018年3月31日をもって辞任しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額                |
|--------------------|------------|----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(3)  | 83,874千円<br>(13,200) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2)  | 14,775千円<br>(6,000)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(5) | 98,650千円<br>(19,200) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2000年12月22日開催の第18期定時株主総会決議において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。  
2. 監査役の報酬限度額は、2016年9月5日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。  
3. 上記報酬等の額には、2017年2月23日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして取締役4名に付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役17,710千円）を含んでおります。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役熊谷信太郎氏は、熊谷総合法律事務所の所長であります。当社は熊谷総合法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。
- ・取締役永露英郎氏は、株式会社アドバンテッジパートナーズのシニアパートナー、及び株式会社メガネスーパーの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役額賀古太郎氏は、株式会社ぬかがの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役江頭啓輔氏は、三菱ふそうトラック・バス株式会社の特別顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役唐澤洋氏は、公認会計士税理士唐澤洋事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動状況

##### ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 取締役会（17回開催） |        | 監査役会（13回開催） |        |
|-----------|-------------|--------|-------------|--------|
|           | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役 熊谷信太郎 | 16回         | 94.1%  | —           | —      |
| 取締役 永露 英郎 | 17回         | 100.0% | —           | —      |
| 取締役 額賀古太郎 | 14回         | 82.4%  | —           | —      |
| 監査役 江頭 啓輔 | 17回         | 100.0% | 13回         | 100.0% |
| 監査役 唐澤 洋  | 17回         | 100.0% | 13回         | 100.0% |

##### バ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役熊谷信太郎氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識に基づき、法律の専門家として客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役永露英郎氏は、多種の企業経営の経験に基づく視点から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役額賀古太郎氏は、ギャラリー経営者として海外の経験が長く、国内外の富裕層の価値観の多様性や、食に対する意識の変化などの観点から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・監査役江頭啓輔氏は、企業経営における幅広い知識と豊富な経験に基づく見地から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役唐澤洋氏は、企業会計に関する会計士としての経験と専門知識に基づき、会計の専門家として客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 32,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるとともに、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間と報酬額との推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間と報酬額の相当性を検討した結果、会計監査人の報酬については監査の品質を維持向上していくための合理的水準であると判断し、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である自己株式の処分に係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、2015年4月24日開催の取締役会において内容の一部改訂を決議しており、その概要は次のとおりです。

また、2017年1月26日に独立社外取締役を中心に構成するガバナンス委員会を設置し、当社グループの企業戦略やガバナンス体制について審議を行うとともに、当社や当社の株主共同の利益に適切な配慮がなされるよう審議し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めております。

### ① 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規定は、取締役及び従業員が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役は、繰り返しその精神を幹部社員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、管理部にコンプライアンス責任者を設置すると共に、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に幹部社員を中心とした教育等を行う。

内部監査担当は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は適宜取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

取締役及び従業員が法令上疑義のある行為等について発見した場合には、速やかにコンプライアンス責任者に報告する体制を確立する。

また、取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名以上の社外取締役が在籍するようにする。

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会で承認をした文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。

ただし、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的な対応は管理部が行うものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として月1回を基本として取締役会を開催するが、必要に応じて機動的に臨時取締役会を行い、重要事項については迅速に意思決定を行うものとする。また、執行役員を含む幹部社員が参加する経営推進会議等を定期的に開催し、取締役会での決定に基づいた業務執行に関する指示・伝達を行うものとする。

業績目標については、取締役及び従業員が共有すべき全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定める。そして、ITを活用したシステム等により、その結果が迅速にデータ化され、取締役が定期的にその結果をレビューできる体制とする。効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するものとする。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は「関係会社管理規程」その他関連規程を定め、子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付けるものとする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理するものとする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させるものとする。

(4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ各社全体の内部統制を担当する部門を管理部とし、グループ会社各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。また、当社は、子会社の事業内容や規模に応じて監査役を配置し、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させるものとする。

- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社の監査役会及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査するものとする。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役会の職務を補助する専任者は設置しないが、必要に応じて監査役会の業務補助のための監査役スタッフを任命することとする。その人事については監査役会の意見を尊重した上で取締役と監査役会の協議により決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保し、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制  
当社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。  
報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役及び監査役との協議により決定する方法によるものとする。
- (2) 子会社の役員及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制  
当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。  
子会社の役員及び従業員は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。また、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- ⑧ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
コンプライアンス規程に基づき、監査役会への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備するものとする。
- ⑨ 監査役会の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役会がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役会の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、定期的に取り締り及び監査法人とそれぞれ意見交換を行うものとする。

なお、内部統制システムの運用状況については、上記基本方針に基づき評価を行った結果、業務の実情に応じて諸手続きの見直しが行われており、基本方針に基づいて適切に内部統制システムが整備・運用されていることを確認しております。その概要は次の通りとなります。

- ① 取締役会は、法令及び社内規定に従って、重要な業務執行を決議によって内定し、各取締役の業務執行状況及び当社及び子会社の業績について、それぞれ報告を受けております。また、このような決定や報告を含めた重要情報は、権限と責任のある部署で適切に保持し、記録し、管理され、法令若しくは金融商品取引所の適時開示規則に従い、又は株主や投資家の適切な投資判断に有用であると会社が判断した場合に、適正な開示を行うように努めております。
- ② 監査役は、代表取締役、及び業務執行取締役、会計監査人と定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、内部監査室とも緊密な連携を図り、実効性のある監査役監査の実施に努めております。
- ③ 代表取締役社長に直属する内部監査室は、年間の監査基本計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果及び改善に向けて提言を代表取締役社長、及び関連する取締役、該当する部門や部署の責任者、監査役会に報告しております。
- ④ 金融商品取引法が求めている財務報告の適正性を確保するための内部統制については、財務報告の適正性と信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して取締役会の決議によって定めた評価範囲に対し、内部統制評価を実施しております。

# 連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |            | 負 債 の 部           |            |
|---------------|------------|-------------------|------------|
| 科 目           | 金 額        | 科 目               | 金 額        |
| 流 動 資 産       | 11,758,452 | 流 動 負 債           | 5,538,880  |
| 現 金 及 び 預 金   | 9,408,642  | 買 掛 金             | 582,082    |
| 売 掛 金         | 519,272    | 一年以内返済予定の長期借入金    | 3,518,058  |
| 原材料及び貯蔵品      | 1,461,987  | 未 払 金             | 325,416    |
| 前 渡 金         | 178,122    | 未 払 費 用           | 246,908    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 40,694     | 未 払 法 人 税 等       | 279,000    |
| そ の 他         | 150,290    | 未 払 消 費 税 等       | 153,092    |
| 貸 倒 引 当 金     | △558       | 前 受 金             | 317,668    |
| 固 定 資 産       | 11,116,656 | そ の 他             | 116,654    |
| 有 形 固 定 資 産   | 9,160,867  | 固 定 負 債           | 6,669,263  |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 6,130,085  | 長 期 借 入 金         | 6,225,363  |
| 機械装置及び運搬具     | 185        | 資 産 除 去 債 務       | 293,913    |
| 工具、器具及び備品     | 1,324,128  | そ の 他             | 149,986    |
| 土 地           | 875,287    | 負 債 合 計           | 12,208,143 |
| 建 設 仮 勘 定     | 831,181    | 純 資 産 の 部         |            |
| 無 形 固 定 資 産   | 36,768     | 株 主 資 本           | 10,543,128 |
| 投資その他の資産      | 1,919,019  | 資 本 金             | 1,213,540  |
| 投 資 有 価 証 券   | 85,000     | 資 本 剰 余 金         | 2,408,920  |
| 繰 延 税 金 資 産   | 97,321     | 利 益 剰 余 金         | 8,711,828  |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 1,572,648  | 自 己 株 式           | △1,791,161 |
| そ の 他         | 185,549    | その他の包括利益累計額       | 83,354     |
| 貸 倒 引 当 金     | △21,500    | 為 替 換 算 調 整 勘 定   | 83,354     |
|               |            | 新 株 予 約 権         | 40,482     |
|               |            | 純 資 産 合 計         | 10,666,965 |
| 資 産 合 計       | 22,875,108 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 22,875,108 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2017年4月1日から  
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 11,642,461 |
| 売上原価            | 4,672,910  |
| 売上総利益           | 6,969,550  |
| 販売費及び一般管理費      | 5,449,714  |
| 営業利益            | 1,519,835  |
| 営業外収益           | 51,639     |
| 受取利息            | 94         |
| 協賛金収入           | 25,794     |
| 業務委託料収入         | 6,112      |
| その他の            | 19,637     |
| 営業外費用           | 50,190     |
| 支払利息            | 33,361     |
| 為替差損            | 12,444     |
| その他の            | 4,384      |
| 経常利益            | 1,521,284  |
| 特別利益            | 9,777      |
| 固定資産売却益         | 7,091      |
| 新株予約権戻入益        | 2,686      |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,531,062  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 473,262    |
| 法人税等調整額         | △8,265     |
| 当期純利益           | 1,066,066  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,066,066  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から  
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由            | 株主資本      |           |           |            |            |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式       | 株主資本合計     |
| 当期首残高               | 1,213,540 | 1,464,120 | 8,346,024 | △6,771,161 | 4,252,524  |
| 当期変動額               |           |           |           |            |            |
| 剰余金の配当              |           |           | △700,262  |            | △700,262   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |           |           | 1,066,066 |            | 1,066,066  |
| 自己株式の処分             |           | 944,800   |           | 4,980,000  | 5,924,800  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |           |            | -          |
| 当期変動額合計             | -         | 944,800   | 365,804   | 4,980,000  | 6,290,604  |
| 当期末残高               | 1,213,540 | 2,408,920 | 8,711,828 | △1,791,161 | 10,543,128 |

| 残高及び変動事由            | その他の包括利益累計額 |               | 新株予約権  | 純資産合計      |
|---------------------|-------------|---------------|--------|------------|
|                     | 為替換算調整勘定    | その他の包括利益累計額合計 |        |            |
| 当期首残高               | 81,588      | 81,588        | 3,320  | 4,337,433  |
| 当期変動額               |             |               |        |            |
| 剰余金の配当              |             | -             |        | △700,262   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |             | -             |        | 1,066,066  |
| 自己株式の処分             |             | -             |        | 5,924,800  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,766       | 1,766         | 37,161 | 38,927     |
| 当期変動額合計             | 1,766       | 1,766         | 37,161 | 6,329,531  |
| 当期末残高               | 83,354      | 83,354        | 40,482 | 10,666,965 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| ① 連結子会社の数  | 1 社                          |
| ② 連結子会社の名称 | HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL |

#### (2) 非連結子会社の状況

- |                |                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| ① 非連結子会社の名称    | イーリス・ブラーナ株式会社                                                     |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- |               |                                                                                                                            |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 会社等の名称      | イーリス・ブラーナ株式会社                                                                                                              |
| ・ 非連結子会社      |                                                                                                                            |
| ② 持分法を適用しない理由 | 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

- |           |                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法                                           |

##### ② たな卸資産

- |            |                                             |
|------------|---------------------------------------------|
| ・ 食材（原材料）  | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |
| ・ ワイン（原材料） | 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。     |
| ・ 貯蔵品      | 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。   |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年から50年

機械装置及び運搬具 2年

工具、器具及び備品 2年から20年

- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 重要な外貨建の資産又は  
負債の本邦通貨への換算  
の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- ② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「業務委託料収入」（前連結会計年度4,025千円）は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」（前連結会計年度11,235千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

3,091,714千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 48,604,200株   | 一株           | 一株           | 48,604,200株  |

2. 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 13,589,639株   | 一株           | 10,000,000株  | 3,589,639株   |

(注) 自己株式の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の売却10,000,000株によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-----------|--------------|------------|------------|
| 2017年6月23日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 385,160千円 | 11.00円       | 2017年3月31日 | 2017年6月26日 |
| 2017年11月10日<br>取 締 役 会    | 普通株式  | 315,101千円 | 7.00円        | 2017年9月30日 | 2017年12月6日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------|-----------|--------------|------------|------------|
| 2018年6月22日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 135,043千円 | 3.00円        | 2018年3月31日 | 2018年6月25日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するため必要に応じて利用を検討しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、債権与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

投資有価証券は、価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、一部外貨建のものについては為替の変動リスクにさらされておりますが、当該営業債務は金額が少ないためリスクは僅少であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間又は償還日は最長で決算日後9年であります。このうち一部は、支払金利の変動リスクにさらされております。

営業債務や借入金、社債は流動リスクにさらされておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                           | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円) |
|---------------------------|--------------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金                | 9,408,642          | 9,408,642  | -       |
| (2) 売掛金                   | 519,272            | 519,272    | -       |
| 資産計                       | 9,927,915          | 9,927,915  | -       |
| (1) 買掛金                   | 582,082            | 582,082    | -       |
| (2) 長期借入金（一年以内返済予定のものを含む） | 9,743,421          | 9,727,877  | △15,543 |
| 負債計                       | 10,325,503         | 10,309,959 | △15,543 |
| デリバティブ取引                  | -                  | -          | -       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

#### (1) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 長期借入金（一年以内返済予定のものを含む）

変動金利によるものは、短期で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### デリバティブ取引

当連結会計年度末において該当取引はありません。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分     | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|---------|-----------------|
| 非上場株式   | 85,000          |
| 敷金及び保証金 | 1,572,648       |

非上場株式については、市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。また、敷金及び保証金については、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 236円07銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 25円43銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

2018年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。内容は以下のとおりです。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、ならびに中長期的な株主様への利益還元を目的とし、自己株式の取得を実施するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |                                                |
|----------------|------------------------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                                         |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,000,000株（上限）<br>（発行済株式数（自己株式を除く）に対する割合4.44%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,000百万円（上限）                                   |
| (4) 取得する期間     | 2018年5月14日～2018年12月28日                         |
| (5) 取得する方法     | 東京証券取引所における市場買付                                |

ストックオプション（新株予約権）の付与

2017年6月23日開催の当社第35期定時株主総会において承認可決されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対する新株予約権の発行につきまして、2018年4月13日開催の取締役会において下記の通り具体的内容を決いたしました。

(1) 銘柄

株式会社ひらまつ第5回新株予約権

(2) 発行数

6,000個

(3) 発行価格

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 発行価額の総額

0円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式600,000株。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

当社が普通株式につき株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に株式数の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に上記（5）に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、516円とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記行使価額は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数については切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、上記行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数については切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

(7) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日後3年を経過した日から7年間とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（他社に出向している従業員を含む。）であることを要する。ただし、関係会社への出向、又は定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、権利行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」等に準じて合理的に決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(5)に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「(7) 新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(7) 新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記「(11) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

上記「(9) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

- (11) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(12) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。

(13) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

合計112名であり、その内訳は下記のとおりであります。

|           |      |        |
|-----------|------|--------|
| 当社取締役     | 3名   | 1,560個 |
| 当社監査役     | 1名   | 100個   |
| 当社従業員     | 107名 | 4,290個 |
| 当社子会社の従業員 | 1名   | 50個    |

(14) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

当社完全子会社

(15) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(16) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(17) 新株予約権の割当日

2018年5月1日

# 貸 借 対 照 表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部                  |                   |
|--------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>11,837,391</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>5,465,718</b>  |
| 現金及び預金             | 9,376,723         | 買掛金                      | 511,245           |
| 売掛金                | 517,539           | 一年以内返済予定の長期借入金           | 3,518,058         |
| 原材料及び貯蔵品           | 1,633,571         | 未払金                      | 325,416           |
| 前渡金                | 109,276           | 未払費用                     | 247,873           |
| 前払費用               | 112,461           | 未払法人税等                   | 279,000           |
| 繰延税金資産             | 40,694            | 未払消費税等                   | 153,092           |
| その他                | 47,682            | 前受金                      | 317,668           |
| 貸倒引当金              | △558              | その他                      | 113,363           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>11,179,810</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>6,664,308</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>9,094,886</b>  | 長期借入金                    | 6,225,363         |
| 建物及び構築物            | 6,064,751         | 資産除去債務                   | 289,512           |
| 車両運搬具              | 185               | その他                      | 149,433           |
| 工具、器具及び備品          | 1,323,481         | <b>負 債 合 計</b>           | <b>12,130,027</b> |
| 土地                 | 875,287           | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| 建設仮勘定              | 831,181           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>10,846,693</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>36,768</b>     | 資 本 金                    | 1,213,540         |
| 商 標 権              | 6,227             | 資 本 剰 余 金                | 2,408,920         |
| ソフトウェア             | 29,823            | 資 本 準 備 金                | 1,004,750         |
| 電話加入権              | 717               | その他資本剰余金                 | 1,404,170         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,048,155</b>  | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>9,015,393</b>  |
| 投資有価証券             | 5,000             | 利 益 準 備 金                | 7,402             |
| 関係会社株式             | 217,639           | その他利益剰余金                 | 9,007,990         |
| 繰延税金資産             | 97,321            | 繰越利益剰余金                  | 9,007,990         |
| 敷金及び保証金            | 1,564,144         | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△1,791,161</b> |
| その他                | 185,549           | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>40,482</b>     |
| 貸倒引当金              | △21,500           | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>10,887,175</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>23,017,202</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>23,017,202</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2017年4月1日から  
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 11,624,266 |
| 売 上 原 価               | 4,706,871  |
| 売 上 総 利 益             | 6,917,395  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 5,407,324  |
| 営 業 利 益               | 1,510,070  |
| 営 業 外 収 益             | 51,550     |
| 受 取 利 息               | 94         |
| 協 賛 金 収 入             | 25,794     |
| 業 務 委 託 料 収 入         | 6,112      |
| そ の 他                 | 19,548     |
| 営 業 外 費 用             | 39,042     |
| 支 払 利 息               | 33,361     |
| 為 替 差 損               | 1,296      |
| そ の 他                 | 4,384      |
| 経 常 利 益               | 1,522,577  |
| 特 別 利 益               | 9,777      |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 7,091      |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 2,686      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 1,532,355  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 473,262    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △8,211     |
| 当 期 純 利 益             | 1,067,304  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から  
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由                | 株主資本      |           |              |             |       |                             |             |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金 |                             |             |
|                         |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当期首残高                   | 1,213,540 | 1,004,750 | 459,370      | 1,464,120   | 7,402 | 8,640,948                   | 8,648,351   |
| 当期変動額                   |           |           |              |             |       |                             |             |
| 剰余金の配当                  |           |           |              | -           |       | △700,262                    | △700,262    |
| 当期純利益                   |           |           |              | -           |       | 1,067,304                   | 1,067,304   |
| 自己株式の処分                 |           |           | 944,800      | 944,800     |       |                             | -           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |              | -           |       |                             | -           |
| 当期変動額合計                 | -         | -         | 944,800      | 944,800     | -     | 367,042                     | 367,042     |
| 当期末残高                   | 1,213,540 | 1,004,750 | 1,404,170    | 2,408,920   | 7,402 | 9,007,990                   | 9,015,393   |

| 残高及び変動事由                | 株主資本       |            | 新株予約権  | 純資産合計      |
|-------------------------|------------|------------|--------|------------|
|                         | 自己株式       | 株主資本合計     |        |            |
| 当期首残高                   | △6,771,161 | 4,554,850  | 3,320  | 4,558,171  |
| 当期変動額                   |            |            |        |            |
| 剰余金の配当                  |            | △700,262   |        | △700,262   |
| 当期純利益                   |            | 1,067,304  |        | 1,067,304  |
| 自己株式の処分                 | 4,980,000  | 5,924,800  |        | 5,924,800  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |            | -          | 37,161 | 37,161     |
| 当期変動額合計                 | 4,980,000  | 6,291,842  | 37,161 | 6,329,004  |
| 当期末残高                   | △1,791,161 | 10,846,693 | 40,482 | 10,887,175 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

##### ① 食材（原材料）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ② ワイン（原材料）

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ③ 貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年から50年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 2年から20年

#### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### (4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「業務委託料収入」(前事業年度4,025千円)は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」(前事業年度11,235千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額              | 2,906,992千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |             |
| (1) 短期金銭債権                     | 13,359千円    |
| (2) 短期金銭債務                     | 6,997千円     |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|     |           |
|-----|-----------|
| 仕入高 | 344,974千円 |
|-----|-----------|

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数  | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|-------------|------------|
| 普 通 株 式   | 13,589,639株 | 一株         | 10,000,000株 | 3,589,639株 |

(注) 自己株式の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の売却10,000,000株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 貸倒引当金     | 6,754千円   |
| 未払事業税     | 19,596千円  |
| 未払事業所税    | 4,823千円   |
| 資産除去債務    | 88,648千円  |
| 関係会社株式評価損 | 58,593千円  |
| その他       | 22,474千円  |
| 繰延税金資産合計  | 200,890千円 |

繰延税金負債

|               |           |
|---------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する費用 | △62,874千円 |
| 繰延税金負債合計      | △62,874千円 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産の純額 | 138,016千円 |
|-----------|-----------|

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社

| 種類  | 会社等の<br>名称                            | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業       | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関係内容       |                   | 取引<br>内容          | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------------------------|--------------------------|---------------------|---------------------------|------------|-------------------|-------------------|--------------|-----|--------------|
|     |                                       |                          |                     |                           | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係        |                   |              |     |              |
| 子会社 | HIRAMATSU<br>EUROPE<br>EXPORT<br>SARL | 328,996                  | 飲食材の輸出入<br>レストランの運営 | (所有)<br>直接 100            | 兼任<br>1名   | 食材及<br>び備品<br>の仕入 | 食材の<br>仕入<br>(注2) | 321,834      | 前渡金 | 109,276      |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 食材及び備品の仕入については、市場実勢価格に基づいて決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

| 種類                         | 会社等の<br>名称<br>又は氏名          | 議決権等<br>の所有(被<br>所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係         | 取引内容             |                | 取引金額<br>(千円) | 科目          | 期末残高<br>(千円) |
|----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------|------------------|----------------|--------------|-------------|--------------|
| 主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社等 | 株式会社<br>ひらまつ<br>総合研究<br>所   | なし                            | 業務委託<br>商品の販売<br>出向等  | 不動産<br>の転貸       | 賃貸料の受<br>入(注2) | 39,232       | 流動資産<br>その他 | 3,498        |
|                            |                             |                               |                       |                  | 預り保証金<br>(注2)  | -            | 固定負債<br>その他 | 137,133      |
|                            |                             |                               |                       | ワイン販売(注3)        |                | 12,628       | 売掛金         | 480          |
|                            |                             |                               |                       | 固定資産の譲渡<br>(注4)  |                | 43,000       | -           | -            |
|                            |                             |                               |                       | 業務委託費の支払<br>(注5) |                | 258,750      | 未払費用        | 5,670        |
|                            |                             |                               |                       |                  |                |              | 未払金         | 3,780        |
|                            |                             |                               |                       | 出向料の受取(注6)       |                | 102,603      | 流動資産<br>その他 | 7,340        |
| 役員が議決権の過半数を所有している会社等       | 株式会社<br>ぬかが                 | なし                            | 固定資産の<br>購入、役員<br>の兼任 | 固定資産の<br>購入(注4)  |                | 6,901        | 未払金         | 1,926        |
| 役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等   | 株式会社<br>スカガ・<br>ファイン<br>アート | なし                            | 固定資産の<br>購入           | 固定資産の<br>購入(注4)  |                | 4,074        | -           | -            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 原契約である当社の賃貸借契約内容に基づき、同条件で転貸借契約を締結しております。

(注3) 一般の取引先と同様の取引条件によっております。

(注4) 独立する第三者の鑑定を参考にし、両者協議の上決定しております。

(注5) 当社における店舗開発に際しての業務委託費であり、一般の取引条件を勘案し当社が提示した見積価格を参考に、両社協議の上決定しております。

(注6) 社員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準とし、両者協議の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 240円96銭
- 1株当たり当期純利益 25円46銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

2018年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。内容は以下のとおりです。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、ならびに中長期的な株主様への利益還元を目的とし、自己株式の取得を実施するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |                                                |
|----------------|------------------------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                                         |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,000,000株(上限)<br>(発行済株式数(自己株式を除く)に対する割合4.44%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,000百万円(上限)                                   |
| (4) 取得する期間     | 2018年5月14日～2018年12月28日                         |
| (5) 取得する方法     | 東京証券取引所における市場買付                                |

ストックオプション(新株予約権)の付与

2017年6月23日開催の当社第35期定時株主総会において承認可決されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対する新株予約権の発行につきまして、2018年4月13日開催の取締役会において下記の通り具体的内容を決いたしました。

(1) 銘柄

株式会社ひらまつ第5回新株予約権

(2) 発行数

6,000個

(3) 発行価格

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 発行価額の総額

0円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式600,000株。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

当社が普通株式につき株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に株式数の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に上記（5）に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、516円とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記行使価額は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数については切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、上記行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数については切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

(7) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日後3年を経過した日から7年間とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（他社に出向している従業員を含む。）であることを要する。ただし、関係会社への出向、又は定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、権利行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」等に準じて合理的に決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(5)に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「(7) 新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(7) 新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記「(11) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

上記「(9) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

- (11) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (12) 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。
- (13) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
- 合計112名であり、その内訳は下記のとおりであります。
- |           |      |        |
|-----------|------|--------|
| 当社取締役     | 3名   | 1,560個 |
| 当社監査役     | 1名   | 100個   |
| 当社従業員     | 107名 | 4,290個 |
| 当社子会社の従業員 | 1名   | 50個    |
- (14) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
- 当社完全子会社
- (15) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
- 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (16) 新株予約権に関するその他の内容
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (17) 新株予約権の割当日
- 2018年5月1日

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2018年5月22日

株式会社ひらまつ

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薬袋 政彦 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北澄 裕和 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ひらまつの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひらまつ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2018年5月22日

株式会社ひらまつ

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薬袋 政彦 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北澄 裕和 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ひらまつの2017年4月1日から2018年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月23日

株式会社ひらまつ 監査役会

監査役（常勤） 鈴木 保 夫 ㊟

監 査 役 江 頭 啓 輔 ㊟

監 査 役 唐 澤 洋 ㊟

（注）監査役江頭啓輔及び唐澤洋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けております。今後のレストラン・ホテル事業推進のための設備投資、及び企業体質強化のための内部留保を勘案したキャッシュ・フロー重視の経営を目指しつつ、業績に裏付けられた成果の配分として、配当性向30%を目処とした積極的な配当を基本方針としております。

2018年3月31日を基準日とする剰余金の配当につきましては、2018年3月9日に公表いたしました「通期及び個別業績予想の修正、配当予想の修正及び役員報酬の減額に関するお知らせ」のとおり、1株当たりの配当金を3円00銭、1株当たりの年間配当金を10円00銭とさせていただきます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金3円00銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は135,043,683円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2018年6月25日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | じん ない たか や<br>陣 内 孝 也<br>(1965年6月15日生) | 1987年10月 有限会社ひらまつ亭（現当社）入社<br>2003年4月 当社執行役員<br>2013年12月 当社取締役兼執行役員<br>2014年5月 当社取締役<br>2016年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>2016年6月 HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL 社長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL 社長 | 108,000株   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2          | はつ どり あき と<br>服 部 亮 人<br>(1965年4月25日生)  | 1988年4月 三和システム開発株式会社（現三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社）入社<br>1996年10月 当社入社<br>2003年4月 当社執行役員管理本部長<br>2007年12月 当社取締役兼執行役員<br>2010年4月 当社取締役<br>2016年6月 当社代表取締役副社長（現任）                                                                                            | 300,000株   |
| 3          | なか たに かず のり<br>中 谷 一 則<br>(1970年3月25日生) | 1989年12月 東洋レストラン株式会社（レストラン・レザンジュ）入社<br>1994年7月 有限会社ひらまつ亭（現当社）入社<br>2007年10月 当社執行役員<br>2013年12月 当社取締役兼執行役員<br>2014年6月 当社取締役（現任）                                                                                                                         | 49,000株    |
| 4          | くま がい しん たろう<br>熊 谷 信太郎<br>(1956年5月8日生) | 1987年4月 弁護士登録<br>1992年3月 風間・畑・熊谷法律事務所開設<br>1992年12月 当社顧問弁護士<br>1994年3月 熊谷信太郎法律事務所（現熊谷綜合法律事務所）開設<br>2010年12月 当社取締役（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>熊谷綜合法律事務所 所長                                                                                                    | 一株         |
| 5          | なが つゆ ひで お<br>永 露 英 郎<br>(1970年5月8日生)   | 1993年4月 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャパン入社<br>1998年5月 株式会社アドバンテッジパートナーズ入社<br>2002年9月 当社取締役（2008年12月退任）<br>2006年9月 株式会社アドバンテッジパートナーズシニアパートナー（現任）<br>2012年1月 株式会社メガネスーパー取締役（現任）<br>2015年6月 当社取締役（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社アドバンテッジパートナーズ シニアパートナー<br>株式会社メガネスーパー 取締役 | 一株         |
| 6          | ぬか が こ たろう<br>額 賀 古 太郎<br>(1980年1月1日生)  | 2007年7月 有限会社ギャラリーぬかが 入社<br>2009年3月 株式会社ぬかが 代表取締役（現任）<br>2015年6月 当社取締役（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社ぬかが 代表取締役                                                                                                                                               | 180,000株   |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、各候補者の選任理由は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 |    | 氏 名                               | 選 任 理 由                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|----|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1          | 社内 | じん ない たか や<br>陣 内 孝 也<br>(再任)     | 1987年、有限会社ひらまつ亭（現当社）へ入社以来、主にレストランにおいてサービス事業に従事し、2016年に創業者である前代表取締役の退任後、代表取締役社長に就任しました。当社の店舗運営においては最も業務経験が豊富であり、サービスの専門知識、レストラン企業の経営全般、及び管理・運営業務に関する知見を有しております。創業当時の当社の理念を深く理解し、就任以来強い意志をもって事業構造改革に取り組んでおりますことから、当社の経営戦略実現に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 |
| 2          |    | はっ とり あき と<br>服 部 亮 人<br>(再任)     | 1996年の入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、2010年に取締役、2016年に創業者である前代表取締役の退任後、代表取締役副社長に就任しました。管理部門の最高責任者として、財務・経理・ＩＲ業務等の管理部門を統括しており、ガバナンス体制強化のため、株主、投資家などのステークホルダーとの対話にも努めております。レストラン企業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有するため、事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。       |
| 3          |    | なか たに かず のり<br>中 谷 一 則<br>(再任)    | 1994年の入社以来、主に調理関連業務に従事し、2014年より取締役として調理関連業務及び店舗運営全般を統括しております。豊富な業務経験を持ち、調理に関する高い専門技術や知識、レストラン企業の経営全般、及び管理・運営業務に関する知見を有しており、各店舗の運営状況を熟知しております。レストラン企業として、品質や顧客満足度の追求と、経営戦略の実現をはかるとともに、各店舗の監督を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。                            |
| 4          | 社外 | くま がい しん たろう<br>熊 谷 信 太 郎<br>(再任) | 社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しております。創業当時の当社の理念を深く理解し、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年6ヶ月となります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。          |

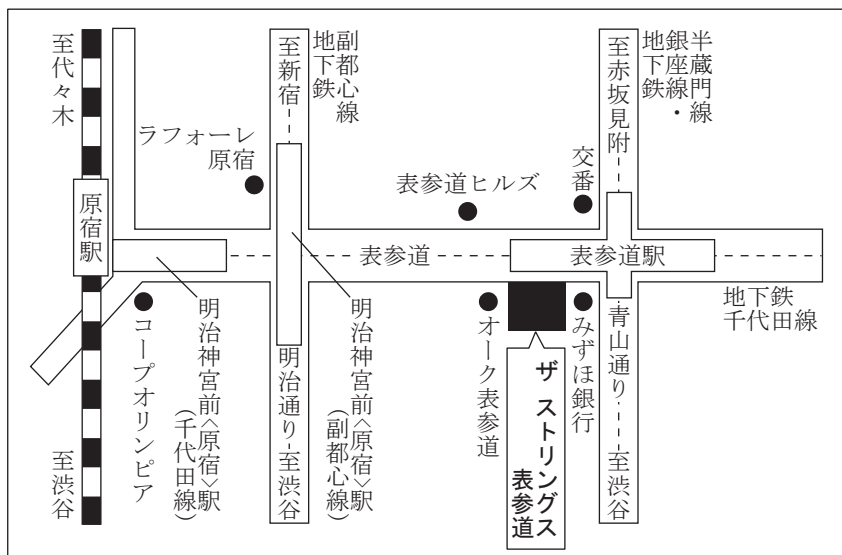
| 候補者<br>番 号 |    | 氏 名                               | 選 任 理 由                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|----|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5          | 社外 | なが つゆ ひで お<br>永 露 英 郎<br>(再任)     | 主に多種の企業経営の経験に基づく視点やコーポレート・ガバナンスの観点などから当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年となります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。                                                                 |
| 6          |    | ぬか が こ た ろ う<br>額 賀 古 太 郎<br>(再任) | 主にギャラリー経営者として海外の経験が長くフランス料理に精通しており、付加価値のあり方について造詣が深く、当社の理念に基づく新しい価値の創造という視点から経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、同氏は東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。 |

以 上

[illegible]

## 会 場 ご 案 内 図

会 場 東京都港区北青山三丁目 6 番 8 号  
 ザ ストリングス 表参道  
 電話 (03) 5778-4186



### 交通のご案内

- ・ 地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線表参道駅 B 5 出口直結
- ・ 地下鉄副都心線明治神宮前<原宿>駅徒歩10分
- ・ J R 山手線原宿駅徒歩15分

\*駐車場の準備はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。